勝山市監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による住民監査請求があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

平成27年 1月23日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 北山 謙治

住民監査請求監査結果

第1 請求書の受付

1 請求人 (省略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成26年11月25日である。

3 請求の内容

請求人提出の「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費」の返還、及び本件土地の適切な管理の履行を求める勝山市職員措置請求書による、請求の趣旨及び措置要求並びに請求の理由は次のとおりである。

(1) 請求の趣旨及び措置要求 (原文のとおり)

①平成26年1月、山岸正裕市長は、ケイテー株式会社(代表取締役 荒井 由泰)に「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費」として9,300万円を支払ったが、勝山市はケイテー株式会社に本件補償費を支払う義務はないのに、山岸正裕市長は、事実関係の確認及び本件支払いを回避すべき必要な主張及び対応を怠り、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて本件支払いを行ったものである。

よって、山岸正裕市長に9,300万円及び年五分の過料の損害賠償を求めるように監査請求する。

②本件土地は、仮に勝山市がケイテー株式会社に返還すべきものであるとすれば、勝山市は福井県に対して土地返還請求権を有するものであるのに、山岸正裕市長は、事実関係の確認及び必要な主張及び対応を怠り、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて、福井県に対する土地返還請求を怠り、勝山市に損害を与えた。

よって、山岸正裕市長に福井県に対して本件土地返還請求することを求めるように監査請求する。

③本件土地に、平成25年4月に福井県立奥越特別支援学校が開校された。

仮に、このことで勝山市が福井県に対して土地返還請求できなくなり、それ故にケイテー株式会社に対して本件土地を返還できないのであれば、勝山市は福井県に対して異議を申し立てるなどして本件土地を福井県立奥越特別支援学校の敷地として使用させてはならなかったし、福井県に対して福井県立奥越特別支援学校の移転を求めるなどして、本件土地をケイテー株式会社に対して返還できるように管理すべき義務がある。

ところが、山岸正裕市長は、同校建設に関して、本件土地問題について「勝山市 が責任を持って対応する」などと福井県に回答し、必要な財産管理を怠り勝山市に 損害を与えた。

よって、山岸正裕市長に、本件土地につき必要な財産管理を履行することを求めるように監査請求する。

(2)請求の理由(原文のとおり)

(1)本件土地は、勝山兄弟株式会社が、福井県に寄付を願いでたものであり、勝山市は、 その仲介のために、福井県知事の意向を踏まえて一時取得して、これを福井県に渡す べく便宜を図ったに過ぎず、この経緯は、勝山兄弟株式会社の荒井由松社長、勝山市、 福井県の三者すべてが認識していたものである。

本手続により、勝山市が勝山兄弟株式会社に補償費を支払うべき義務が生じるという事態は、当時の関係者は誰も想定していなかったものである。

さらに、ケイテー株式会社が勝山市に対して土地返還請求権が発生しているかどうかは疑義がある。

よって本件支払いは、違法不当である。

①本件土地の所有権移転の経緯について

本件土地は、昭和31年12月12日に勝山兄弟株式会社(代表取締役社長 荒井 由松)から勝山市に寄附され、昭和34年1月1日に勝山市は福井県に寄附した。 その経緯は以下のとおりである。

昭和29年に、『勝山兄弟会社社長名による、施設、設備、備品など学校に係る財産の採納について福井県知事宛に「採納願」が提出された。しかし、県は不動産が含まれているため全部の書類を不受理とした。そこで、六月三十日動産を除く図書及び教材用具等の「採納願」を提出し、これは七月二十三日付(教庶第五〇〇号)で承認された。』(資料1:勝山南高校史)との記載がある。

昭和29年7月に勝山精華高校は県立高等学校になったが、『精華高等学校の敷地及び建物については昭和二十九年六月二十五日勝山兄弟株式会社から、旧勝山町に対し無償貸与の契約が取交され、其の翌日即ち昭和二十九年六月二十六日附を以って勝山町より県に対し校地校舎を無償貸与する契約の丁に県立移管の実現を見て今日に至って居る』(資料2:勝山市議会議事録(昭和31年12月定例会:山内市長の説明))との記載がある。

昭和31年12月12日、勝山市議会本会議で山内継喜市長は、議案第84号の説明で、『取扱は変則的やり方であるから、この際、可成早急に敷地建物共に県え寄附採納の手続をとり名実共に県立学校の形態を整える要ありと考えまして数次にわたり県当局と交渉の結果、一応地元勝山市が正規の手続きにより兄弟会社から寄付採納を受け、然る後県え採納の手続の段階に入るようにとの内示的な意向をキャッチしたので、兄弟会社に其の旨を伝え、別途議案の通り採納願いを受理して本議案提出の運びに至った次第である』(資料2:勝山市議会議事録(昭和31年12月定例会))と発言した記載がある。

昭和33年12月11日に、勝山市議会本会議で山内継喜市長は、議案第68号の説明で、『羽根知事から、それならば精華高等学校の敷地及び建物は県に引取ってもよろしいという大体の意見がありましたので、今回この提案をするように相成った次第であります』(資料3:勝山市議会議事録(昭和33年12月定例会))と発言した記載がある。

これらは、本件土地は、勝山兄弟株式会社が、福井県に寄付を願いでたものであり、 勝山市は、その仲介のために、福井県知事の意向を踏まえて一時取得して便宜を図っ たに過ぎず、この経緯は、勝山兄弟株式会社の荒井由松社長、勝山市、福井県の三者 すべてが認識していたことを示している。

②勝山市議会が議決した議案に含まれている「付帯条件」について

昭和31年12月12日、勝山市議会が議決した議案第84号には、「三、付帯条件将来万一福井県立勝山精華高校の土地建物として使用せざるに至りたる場合は土地、建物(返還の際の現状のまま)を無償にして寄付者に返還するものとする」(資料2:勝山市議会議事録(昭和31年12月定例会))との記載がある。

昭和33年12月11日、勝山市議会が議決した議案第68号には、「三、付帯条件将来万一福井県立勝山精華高校の土地、建物として使用せざるに至りたる場合は寄付者に返還するものとする」(資料3:勝山市議会議事録(昭和33年12月定例会))との記載がある。

このように、本件土地の所有権移転にともなって行われた勝山市議会の議決には、いずれも「寄付者に返還する」との「付帯条件」が明記されている。

③ケイテー株式会社の土地返還請求権について

昭和31年12月12日に勝山市議会が議決した議案第84号に「付帯条件」があることをもって、ケイテー株式会社が勝山市に土地返還の請求権があるかどうかについては、重大な疑義がある。

さらに「付帯条件」の趣旨は不明であり、どの時点で請求権が発生したのかは争いの余地があり、平成25年3月に県立勝山南高等学校が廃止された時点で土地返還請求の条件を満たしたとは断定できない。

いずれにしても「付帯条件」の趣旨は不明であり、山岸正裕市長の恣意的な解釈に基づいて補償費を支払うことは違法不当である。

その理由は以下のとおりである。

本件土地を勝山兄弟株式会社が寄付することになった経緯を振り返ってみると、勝山兄弟株式会社は、私立精華高校を県立高校にするために土地の寄付を申し出た。

昭和29年7月に勝山精華高校が県立高等学校になった際、土地建物は、同年6月25日に勝山兄弟株式会社から旧勝山町に無償貸与され、同年6月26日に旧勝山町から福井県に無償貸与された。

同年9月1日に、旧勝山町は市町村合併で勝山市になり、その後、昭和34年に土地建物が福井県の所有になるまでの4年間にわたって、勝山市は福井県立勝山精華高校の経費を負担していた。

なお、当時の土地の評価額は6,643,500円であり、「昭和30年から34年までの4年間に市が負担してきた精華高校の維持管理費合計310万円」であった。(資料4:勝山市議会議事録(平成25年12月定例会))

その後、平成1年4月1日に県立勝山南高等学校に改称されるまでの30年間、あるいは平成25年4月1日に同高校が廃止されるまでの55年間、「福井県立勝山精華高校」は維持された。

勝山市が4年間で負担した維持管理費から積算すると、勝山兄弟株式会社およびケイテー株式会社は、寄付した土地の評価額をはるかに上回る精華高校の経費(固定資産税その他の維持管理費)負担を免れることになった。

これらのことから推測するに、あるいは通常住民から公共団体に土地建物が寄付される場合にそうであるように、当時、勝山兄弟株式会社が県立高校にすることを望んだ背景は、当社などで働きながら学ぶという役割を担っていた勝山精華高校を存続させつつ、当社などが負担していた経費負担を軽減することだったことは容易に想定できるのであり、この寄付の目的は30年間ないし55年間高校が維持されることによ

って十分達成したと解するのが相当である。

当該「付帯条件」について、当時の関係者が、かかる長期にわたって税金や学校の維持運営などの費用負担を免れながら、寄付者の目的が達成したにもかかわらず、寄付者が土地を返還請求するという法外で常識はずれの認識などなかったと解されるのである。

当該「付帯条件」は、単に本件寄付の目的・動機を表示するものにすぎない。

それ以上に、寄付の目的を達成された後に、目的達成後の地価値上がり益も含めて 返還する意思などなかったものである。

よって、ケイテー株式会社からの土地返還請求は、寄付当時の関係者の意思に反するものである。

山岸正裕市長は、勝山市議会が議決した議案第84号の「付帯条件」の意図するものが何であったのか、当時の関係者から確認することもなく、明確な証拠もなく、平成25年3月に勝山南高等学校を廃止した時点で、ケイテー株式会社への土地返還義務が生じたとしている。

しかし、この解釈は、勝山市にとって一方的に不利益をもたらす恣意的なものであり、失当である。

寄付当時、福井県立勝山精華高等学校が寄付者の意図に反して寄付の目的が十分に 達成せずに廃校になることを危惧して本条件を付したとも解釈でき、寄付の目的が十 分に達成した後でも返還を求める意図であったとは断定できない。

しかも、寄付当時の「精華高校」としての役割は、寄付者の勝山兄弟株式会社などで働きながら学ぶという特別な役割を持っており、一般的な「県立高等学校」ではなく、あえて「精華高校」と表現した意図があったとすることも想定できる。そうならば平成1年4月に福井県立勝山南高等学校に改称され「精華高校」の特徴であった定時制が廃止された時点で、その役割は終了し、本件寄付の目的はすべて達成されたと考えることができる。

したがって、仮にケイテー株式会社への土地返還請求義務が生じたとしても、この時点が、附帯条件の成就した時点であり、この時点で本件土地返還義務が発生したものであるから、この時点から消滅時効が起算されるので、同返還義務はすでに消滅時効が成立している。

仮に、「福井県立勝山精華高校の土地建物としての使用」なるものが、一般的な「県立高等学校」としての使用を意味しているのであれば、福井県立勝山南高等学校が廃止された後、平成25年4月からは同敷地にて現在の福井県立奥越特別支援学校が開校され、引き続き県立学校の用途として使用されているのであり、まだ返還請求権発生の条件は成就していないと解すことができる。

このように「付帯条件」の趣旨は不明であり、勝山市が本件土地返還の義務を負っているとは断定できない。

(2) 先に指摘したとおり、勝山市議会が議決した議案には、福井県への寄付の際(昭和33年第68号)にも、勝山兄弟株式会社から寄付を受けた際(昭和31年第84号)と同様の「付帯条件」を付しており、仮に、ケイテー株式会社が勝山市に土地返還請求ができるなら、同様に、勝山市は福井県に土地返還請求できることになり、たとえ、ケイテー株式会社の土地返還請求権が成立したとしても、勝山市は福井県にその返還を求めればよいのであって、ただちに勝山市がケイテー株式会社に補償費を支払う義務は生じない。

ところが、山岸正裕市長は、ケイテー株式会社の土地返還請求を認めながら、福井県に土地の返還請求を怠り、福井県の主張すら確認せず、ケイテー株式会社に補償費を支払い、勝山市に損害を与えた。

なお、山岸正裕市長は、「昭和34年7月3日、土地建物が勝山市から福井県へ何ら条件を付さずに所有権移転がなされた」として「付帯条件は市のみについているというものであって、法的に県までその義務が及んでいるということはなく、市が責任をもって対応する立場にあると判断いたしました」(資料4:勝山市議会議事録(平成25年12月定例会))と主張するが、これは失当である。

① 勝山市議会の議決に反して、勝山市と福井県が契約をしたとの主張は、恣意的で、 誤った解釈である

昭和33年12月11日、勝山市議会が議決した議案第68号には、「三、付帯条件将来万一福井県立勝山精華高校の土地、建物として使用せざるに至りたる場合は寄付者に返還するものとする」と明記され、当時の山内継喜市長は提案理由の説明で「これはどこ迄も学校の敷地、建物として寄付するのでありますからして、その使用目的が変わりました場合にはやはり土地建物は当初の寄付者であるところの荒井由松氏に返還するのが当然であると考えます。そういう意味においてこの附帯条件を付したような次第であります」と述べている。

さらに、福井県からは「実はいろいろな条件を申し出て致して居るのであります。その条件を大略申し上げますと、精華高等学校の運動場は現在非常に狭いのでありましてこれが拡張について市からその拡張経費を負担せよとか、或いは工業試験場として校舎を増築するというような場合には地元勝山市が面倒を見よとか、或いは生徒の収容する寄宿舎のことについて斡旋をして貰いたいとか、その他一、二の条件らしきものが一応申し出があるのであります」「これは今後の問題でありまして又是非ともこれこれの条件を要するということでありますならば、何時迄も私自身も市長をしている訳ではありません。皆様方におかせられましても今後も何時迄も全部の方が議員をして居られる訳でも御座いますまい。そうすれば後世に責任を転嫁するということも相成るかと思うのでありまして、そういう意味合いにおいて条件が若し出たるならば、よく判断を致しまして又議会のご承認を得て県とその約束を取り交わしたいと考えて居るのであります」と述べている。(資料3:勝山市議会議事録(昭和33年12月定例会))

昭和33年12月11日に勝山市議会が議案第68号を議決し、同年12月16日に「勝山市長山内継喜 外1名」が提出した陳情第126号「勝山精華高校施設の寄附採納方について」が県議会に受理され(資料5:福井県議会議事録)、同年12月22日に羽根盛一福井県知事は議案第106号「県有財産の取得について」(資料6)を福井県議会に上程した。

記録からは明らかではないが、勝山市は福井県に対して本件土地の寄付採納を求めるにあたって、本件土地に関する勝山市の一件記録を交付しているものと考えられる。 勝山市議会の議決から、福井県知事が議案第106号を福井県議会に上程するまでは、わずか11日間であり、この間に「付帯条件」について勝山市と福井県が争ったとの事実はない。

勝山市と福井県との間で十分事務協議が行われていたと考えられる。

さらに、その後も、福井県からの条件について勝山市議会で報告されたことも承認 したこともない。 これらのことから、当時、福井県から「何ら条件を付さずに所有権移転」する条件が求められ、その結果、勝山市が補償費を支払う義務を負うなどという事態など全く無かったことを示しており、勝山市と福井県の契約は、勝山市議会の議決どおりの認識で締結されたと考えられるのである。

勝山市と福井県が「勝山市議会の議決に反して」違法な契約したなどという主張は、 山岸正裕市長が恣意的につくったものであり、契約をした山内継喜元市長などの名誉 を著しく傷つけるものであると言わざるを得ない。

② 勝山市議会議決の内容は保護されるべきであるし、勝山市議会の議決に反する契約は無効である

勝山市と福井県との契約書は不存在であるとされている。

これは、勝山市と福井県との間に寄附の趣旨の認識にずれはなかったことを示すものである。

なお、本件土地の契約に、当該「付帯条件」があったとしても、当該「寄附条件」 は単なる寄付の動機を示すものにすぎず、かかる「付帯条件」ある贈与契約は「負担 付きの寄付又は贈与」には該当せず、したがって議会の議決を要するものではない。

したがって、福井県議会が議決した議案第106号に「付帯条件」が明記されていないことをもって、「何ら条件を付さずに所有権移転した」との証拠にはならないと解するのが相当である。

また、仮に、「何ら条件を付さずに所有権移転した」としたなら、この契約は勝山市 議会の議決に反しており違法、無効である。

また、仮に、錯誤により契約に「付帯条件」が明記されなかったとしても違法、無効である。

いずれにしても、勝山市議会の議決した議案68号には「付帯条件」が明記されており、勝山市議会議決の内容は保護されるべきである。

山岸市長は、こうした主張を怠り、勝山市に損害を与えた。

- ③ 勝山市が調停を申し立てるまで、勝山市が法律相談を依頼していた弁護士は、福井県の顧問弁護士でもあり、かかる弁護士が本件事件に関して勝山市に意見を述べたことは不適切であり、これが勝山市長が福井県に対して請求を怠った一因ではないかとの疑念もある。
- (3)本件土地で福井県立奥越特別支援学校を建設することについて、山岸正裕市長は異議を申し立てず、これを容認し、しかも勝山市が責任を持って対応すると回答した。

さらに、勝山市議会で、議員から、ケイテー株式会社に土地を返還するために、養護学校の建設を別の敷地で建設するなどの対応を求められたのに、山岸市長は、こうした対応を怠った。

こうした行為は、勝山市の財産を健全に管理すべき責任を放棄するものであり、違法不当である。

① 勝山市議会の議決が無いのに、山岸正裕市長は「市で責任を持って対応する」と 回答した

平成20年11月28日付で勝山市が作成した「勝山南高校敷地にかかる経緯について」の文書には、「現況 市が誘致を要望している奥越養護学校の候補地として、高

校再編後の勝山南高校跡地が有力になっている、この土地は、次のとおりの経緯があり、県教育長、ケイテー(株)荒井氏もこの事実を認識し、現段階で次のようにコメントしている。①県教育長 この土地で養護学校を進めた場合、土地に関して新たな要望が出ないか山教育長に打診(11月)。→市長と協議、市で責任を持って対応する考えと回答。②荒井社長 市長が養護学校用地への協力依頼(10月)」さらに「経緯」として7件の経緯が記載され、別添資料が5件存在していることを示している。(資料7:勝山市議会への提出文書)

このことは、平成20年11月28日以前に、本件土地の寄付において「付帯条件」があることを、福井県教育長、山岸正裕市長、荒井社長が認識していたことを示している。

山岸正裕市長は、勝山市の財産を適正に管理する立場から、勝山市議会の議決の「付帯条件」の履行を果たす責任があるにもかかわらず、「市で責任を持って対応する」などと回答し、その結果、勝山市に損害を与えたと言わざるを得ない。

なお本件文書では、山岸正裕市長が荒井社長に、養護学校用地への協力依頼をしたとされている。

これまでの経緯からは、荒井社長が、同敷地に養護学校を建設することに異議を申し立てた事実は確認できていない。

仮に、荒井社長が、同敷地で養護学校を建設することを容認し、その結果、土地の返還が不可能になったとするならば、土地の返還請求権を放棄したと解するのが相当である。

また、仮に、土地の返還ではなくて、本件支払いの補償費を勝山市から受け取ることで双方合意していたならば、こうした事前取引は、勝山市議会議決に反するものであり、違法不当である。

勝山市監査委員に、この経緯と内容について確認することを求める。

② 勝山市議会で、財産保全の提案を指摘されながら、山岸正裕市長はその対応を怠った

平成22年2月22日の勝山市議会全員協議会で、「山田議員 補償について1つのパターンしか示していない。養護学校はこの敷地以外で考え、県から無償譲渡で返してもらえば荒井さんに返せる。他の選択肢を協議すべき」と指摘された。(資料8:勝山市議会全員協議会議事録)

ところが、山岸正裕市長はしかるべき対応を怠り、福井県が同敷地で県立奥越特別 支援学校を建設することを容認し、その結果、勝山市に損害を与えた。

(3) 事実証明書 (掲載省略)

- 資料1 勝山南高校史
- 資料2 勝山市議会議事録(昭和31年12月定例会)
- 資料3 勝山市議会議事録(昭和33年12月定例会)
- 資料4 勝山市議会議事録(平成25年12月定例会)
- 資料 5 福井県議会議事録
- 資料6 第106号議案「県有財産の取得について」
- 資料 7 勝山市議会への提出文書
- 資料8 勝山市議会全員協議会議事録

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条第1項所定の要件を具備しているもの と認め、平成26年12月3日をもって受理し、監査することを決定した。

第2 監査の実施

1 監查対象事項

請求の内容及び陳述内容を勘案して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費について、勝山市はケイテー株式会社に本件補償費を支払う義務はないのに、山岸正裕市長は、事実関係の確認及び本件支払いを回避すべき必要な主張及び対応を怠り、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて支払いを行ったことは、違法若しくは不当な公金の支出に当たるかどうか。
- (2) 本件土地について、山岸正裕市長は、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて、福井県に対する土地返還請求を怠り、勝山市に損害を与えたとともに、福井県立奥越特別支援学校建設に関して、本件土地問題について「勝山市が責任を持って対応する」などと福井県に回答し、必要な財産管理を怠り、勝山市に損害を与えたことは、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に当たるかどうか。なお、本件土地とは補償費を支払った根拠となる土地ということであり、旧福井県立勝山精華高等学校の土地と判断する。

2 監查対象部局

勝山市総務部総務課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、6名の請求人のうち5名が出席し、請求の趣旨を補足するための陳述を行った。追加資料として「自治体法務ネットワークの負担付きの寄附又は贈与」が提出された。

陳述期日及び場所

平成26年12月19日(金) 勝山市役所 第1会議室

4 監査対象部局に対する事情聴取

監査対象部局に関係資料の提出を求めるとともに関係職員から事情聴取を行った。 聴取期日及び場所

平成26年12月25日(木) 勝山市役所 監査委員事務局室

第3 監査の結果

まず、監査対象事項(1)「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費について、勝山市はケイテー株式会社に本件補償費を支払う義務はないのに、山岸正裕市長は、事実関係の確認及び本件支払いを回避すべき必要な主張及び対応を怠り、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて支払いを行ったことは、違法若しく

は不当な公金の支出に当たるかどうか。」について、監査の結果を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局から関係資料の提出を求め調査するとともに関係職員の事情聴取を行い、旧福井県立勝山精華高等学校の土地に関する経緯について、次のとおり事実関係を確認した。

旧福井県立勝山精華高等学校については、昭和29年、当時の勝山町をはじめとする関係者の熱意により福井県へ陳情を重ねた結果、同年7月に勝山精華高校が県立高等学校になった。

しかしながら、その後も4年間にわたり勝山市において土地建物の維持管理がなされていたことから、一日も早く福井県に土地建物を寄附採納していただいて名実ともに県立高校として移管されるよう勝山市が福井県に働きかけていた。

昭和31年12月3日に現在のケイテー株式会社の前身である勝山兄弟株式会社代表取締役 荒井由松氏から勝山市に対して勝山精華高等学校の土地建物の寄附採納願が提出され、同年12月12日の勝山市議会において、勝山市定例議会議案第84号において寄附採納の議決がなされた。この際に「将来万一福井県勝山精華高等学校の土地建物として使用せざるに至りたる場合は、土地、建物(返還の際の現状のまま)を無償にして寄附者に返還するものとする。」と附帯条件が付いていた。その後、昭和32年4月15日に土地建物が勝山兄弟株式会社から勝山市へ所有権移転がなされた。

また、昭和33年12月11日には、当時の山内継喜市長が、福井県知事への働きかけなどによって福井県に寄附する環境が整ったことから勝山市定例議会議案第68号において、勝山市は福井県に対して勝山精華高等学校の使用する土地建物を無償譲渡するという議決を行い、これまでの附帯条件を付していた。

その後、同年12月18日に勝山市から福井県議会に対して陳情を行い、陳情第126号「勝山精華高校施設の寄附採納方について」が県議会により受理、採択された。陳情の要旨は「本校は県立に移管されてより四カ年勝山市において管理しているが、施設や内容等について他の高校と遜色がないまでに整備されているので、一日も速やかに採納されるよう特段の御取計らいを願いたい。」となっていたが、「寄附者に返還する」という附帯条件は付されていなかった。その後、昭和33年12月22日に福井県知事は議案第106号「県有財産の取得について」を福井県議会に上程し、昭和34年1月10日に面積要件による無償譲渡の議決がなされた。ただし、この際に負担付き寄附の議決はなされず、「寄附者に返還する」という附帯条件は付されていなかった。

これらの議決に基づき、無償譲渡事務が進められ、昭和34年7月3日に土地建物が勝山市から福井県へ何ら条件を付さずに所有権移転がなされた。以後、寄附の木造校舎は取り壊され、順次福井県において鉄筋改修された。

平成元年4月には、福井県立勝山精華高等学校は、これまでの定時制募集を停止し 学科再編により福井県立勝山南高等学校へ改称され運営は継続されてきたが、勝山南 高等学校は平成25年3月に廃止され、同年4月、同敷地にて現在の福井県立奥越特 別支援学校が開校された。

平成20年に、ケイテー株式会社荒井由泰社長から勝山市に対し、勝山精華高等学校の土地建物に関する過去の負担付き寄附の事実が示され、市においても過去の事実確認と法的な義務などについて検討を重ねてきた。勝山市が福井県に無条件で土地建物を寄附したことについて、勝山市議会における無償譲渡の議決、勝山市から福井県

への寄附採納願の陳情、そして県議会の採択、さらにその後の勝山市から福井県への 所有権移転という一連の行為は、全て昭和31年に議決した勝山兄弟株式会社からの 勝山市への負担付き寄附行為の事実を知りながら行われたものであった。このことは 当時の勝山市が勝山兄弟株式会社に対して、責任を負う原因をつくったものであり、 したがって附帯条件は勝山市にのみ付いているというものであって、福井県にまでそ の義務が及んでいるということはなく、勝山市が責任を持って対応する立場にあると 判断した。

そのようなことから、福井県が県有地であるこの土地に奥越養護学校を検討していることに関し、平成22年2月22日の市議会全員協議会で「土地所有者である県が引き続き県立養護学校として使用する場合、用地の返還は事実上困難であり、金額による補償が必要である。」と説明している。これは、勝山市がケイテー株式会社に対して、昭和31年12月12日に勝山市議会で議決された勝山市定例議会議案第84号の附帯条件の内容を履行することが実質的に不可能な状況になることから、金額による補償が必要であると判断したものである。その後、勝山市はケイテー株式会社との間で補償金額について交渉を進めてきた。

交渉当初、市としても市民の理解を求めなければならないであろうというケイテー株式会社側の配慮から、相続税路線価に基づく価格の2分の1である1億3,300万円の提示があった。その後交渉を重ね、勝山市としては1億円を若干下回る程度の額で折り合いをつけたい旨、平成25年1月24日の市議会全員協議会で経緯を説明した。

しかしその後、平成25年2月19日の市議会全員協議会において、ケイテー株式会社との交渉の結果、補償金額を9,500万円としたい旨の説明をしたところ、一部議員から双方の話し合いのみで額を決めるのではなく、法的な方法で額を決めるべきとの意見が出たことから、市民の理解を得るために法的な手段、即ち民事調停により相手方とのしかるべき補償費の金額を見出すことへの方針を定め、同年3月6日付け議案第127号「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費の額の確定に関する調停の申し立てについて」を上程し、同年3月21日に勝山市議会で議決され、勝山市がケイテー株式会社を相手方として調停を申し立てる形での調停に臨んだところである。

調停の申し立てに当たり、福井県との権利関係を明らかにするために、平成25年3月29日付で福井県議会及び福井県教育委員会に対して、勝山市から福井県へ寄附採納の際の附帯条件の有無についての公文書公開請求を行ったところ、同年4月15日付で公開請求に係る公文書は存在しないとの通知があった。

また、調停に当たり、勝山市は福井市春山1丁目1番14号、海道法律事務所弁護士、海道宏実氏を調停代理人に選任し、福井簡易裁判所において平成25年7月16日から3回にわたり調停を進めてきた。同年7月16日の第1回の調停では、勝山市側から調停委員に対して申し立ての概要、趣旨、これまでのケイテー株式会社との補償額の交渉経緯について説明し、あわせて勝山市が土地の返還を福井県に対して求めることができない理由についても説明した。

一方、双方の主張する内容を踏まえ、調停委員からは補償費の額については公平な 第三者の合理的な意見を求めたいため、土地の不動産鑑定を行い、その額を基準にこれまでの経緯を踏まえ額を定めていきたいとの提案があり、このことについて勝山市 側及びケイテー株式会社側の双方が了承した。あわせて調停委員から不動産鑑定を行 う土地の価格の基準日は、勝山南高等学校が閉校となった後の平成25年4月1日と すると説明があった。

その後、裁判所が選任する不動産鑑定士による土地鑑定が実施され、同年9月27日に1億540万円の不動産鑑定が出た。それを踏まえ、同年10月22日に行われた第2回の調停では、勝山市として不動産鑑定結果については了承した上で、鑑定結果を踏まえ従来から市の方針である1億円を切る額を基本に以前に一旦合意した9,500万円を下回る額で話し合いを進めたい旨主張した。

その後、調停委員による調整が図られたが、第2回調停が不調に終わったことから、 勝山市は次回調停へ臨むに当たり、補償費の算出根拠を明確にすることについて検討 を重ね、同年12月3日に行われた第3回調停では、不動産鑑定結果の1億540万 円から昭和30年から昭和34年までの4年間に勝山市が負担してきた精華高校の維持管理費合計310万円を現在の消費者物価指数で換算した金額2,480万円及び 勝山市が今回一時的に支払った不動産鑑定料50万4,000円をそれぞれ2分の1 した額を考慮し9,300万円の額を提示した。その結果、勝山市が提示した額について、ケイテー株式会社側も了承した。

以上のことから、本件調停においての補償額については、不動産鑑定による金額1億540万円に対象物件等を勝山市において管理した間の管理費及び調停における鑑定費用を考慮して、本件補償金額は9,300万円が妥当であるとの調停案が示され双方の合意をみたことから、平成25年12月11日付で議案第48号「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費の額の確定に関する調停に係る調停案の受諾について」及びその補償金を盛り込んだ議案第47号「平成25年度勝山市一般会計補正予算(第6号)」を上程し、両議案とも同年12月19日に勝山市議会で議決された。

その後、平成26年1月9日に勝山市とケイテー株式会社との調停調書に基づき調停が成立し、同年1月27日に勝山市はケイテー株式会社に補償金9,300万円を支払った。

なお、補償金の支出については、勝山市職務権限規程に基づき、支出負担行為決議と支出命令は副市長の決裁で行われ、支出は会計管理者の権限で行われており、所定の手続きにより、権限のある決裁権者の決裁を受け適正に支出されていた。

2 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認するとともに本件請求について次のように判断する。 請求人は、請求の理由で「ケイテー株式会社が勝山市に対して土地返還請求権が発生しているかどうかは疑義がある。」と主張していることについては、その土地返還請求権の発生時点を次のとおり考えることが妥当である。

昭和31年12月12日の勝山市定例議会議案第84号において、勝山精華高等学校の使用する土地建物を寄附採納の議決をした際に「将来万一福井県勝山精華高等学校の土地建物として使用せざるに至りたる場合は、土地、建物(返還の際の現状のまま)を無償にして寄附者に返還するものとする。」と附帯条件が付いていた。そこで、その土地返還請求権の発生時点は、勝山精華高等学校が廃止された時点であるということになる。福井県立勝山南高等学校は、福井県立勝山精華・勝山南高等学校創立五十周年記念事業実行委員会が平成4年11月に発行した「五十年史」によると、当時の勝山南高等学校長の「発刊によせて」の文章には、本校は昭和17年5月に勝山精華女学校として創立し、昭和18年に勝山精華高等女学校となり、昭和23年に勝山精華高等学校となり、昭和23年に勝山精華高等学校となり、そして昭和29年には県立移管となり、福井県立勝山精華高等学校として再発足し、平成元年には勝山南高等学校と改名して、再々出発したと記載

されている。また、「五十年史」には伝統の校名「勝山精華高等学校」を改称するに当たり、「勝山市は九頭龍川の下流部から上流の大野方面に向かって北部、中部、南部という呼び方があるが、勝山精華高校はこの南部地区に位置し、地元には成器南小学校、勝山南部中学校があり『南』になじみやすい。以上のことから、新校名を『勝山南高等学校』とする。」と記されている。さらに、学校教育法に基づき卒業を認定し、卒業証書を交付した事実に基づく卒業証書授与台帳において、勝山精華高等学校の卒業証書番号は、その後の勝山南高等学校にも引き継がれ連続しており、この2校は同一のものと思考される。その後、福井県立勝山南高等学校は平成25年3月に廃止された。平成25年3月3日に開催された勝山南高等学校の閉校式に関する新聞記事には「勝山南高校70年の歴史に幕」という見出しで70年の歴史に幕を閉じたと記載されており、勝山南高等学校が勝山精華高等学校から引き継がれてきたことを示している。以上のことから、その土地返還請求権の発生時点は、福井県立勝山南高等学校が廃止された時点で、ケイテー株式会社への土地返還義務が生じたとしていることは妥当であると判断する。

次に、昭和33年12月18日に勝山市から福井県議会に対して陳情を行い、陳情第126号「勝山精華高校施設の寄附採納方について」が県議会により受理、採択された。陳情の要旨は「本校は県立に移管されてより四カ年勝山市において管理しているが、施設や内容等について他の高校と遜色がないまでに整備されているので、一日も速やかに採納されるよう特段の御取計らいを願いたい。」となっていたが、「寄附者に返還する」という附帯条件は付されていなかった。平成25年3月に勝山市が福井県議会に陳情の要旨について確認したところ、「その要旨の意味は、提出された原文をそのまま記載しているということであり、附帯条件などの重要事項が記載されているのであれば必ず明記している。」とのことであったことから、陳情第126号「勝山精華高校施設の寄附採納方について」には附帯条件は何ら付されていなかったということを確認した。

さらに、勝山市は福井県との権利関係を明らかにするため、平成25年3月29日付で福井県議会及び福井県教育委員会に対し、勝山市から福井県へ寄附採納の際の附帯条件の有無についての公文書公開請求を行ったところ、同年4月15日付で公開請求に係る公文書は存在しないとの通知があった。以上のことから、勝山市は、当該土地について何ら権利を有していないと判断する。

旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償金については、議案第127号「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費の額の確定に関する調停の申し立てについて」が平成25年3月21日に勝山市議会で議決され、勝山市がケイテー株式会社を相手方として調停を申し立てる形での調停に臨み、その結果、補償金額は9,300万円が妥当であるとの調停案が示され双方の合意をみたことから、議案第48号「旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費の額の確定に関する調停に係る調停案の受諾について」及びその補償金を盛り込んだ議案第47号「平成25年度勝山市一般会計補正予算(第6号)」を上程し、両議案とも同年12月19日に勝山市議会で議決された。

その後、平成26年1月9日に勝山市とケイテー株式会社との調停調書に基づき調停が成立し、同年1月27日に勝山市はケイテー株式会社に補償金9,300万円を支払った。勝山市とケイテー株式会社との調停調書に記載された事項(調停条項)は、確定判決と同じ効力を有するとされている。

よって、その補償金は勝山市議会の議決を得たことを踏まえて、勝山市とケイテー株式会社との調停が成立した後に適正に支出されており、山岸正裕市長が勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて支払いを行ったとは認められなかったと判断する。

なお、旧福井県立勝山精華高等学校の土地について、昭和33年当時、勝山市は福井県に何ら附帯条件を付さずに無償譲渡したが、昭和33年12月11日に勝山市議会で議決された勝山市定例議会議案第68号の附帯条件を踏まえて、福井県に同附帯条件を付して無償譲渡していたならば、補償金を支払うというような事態は発生しなかったとも考えられる。陳情第126号「勝山精華高校施設の寄附採納方について」の要旨に同附帯条件が記載されていなかったことは、甚だ遺憾である。

3 結論

旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費の返還を求める請求については、 違法若しくは不当な公金の支出は認められず、請求人の主張には理由がないものと判 断し、これを棄却する。

次に、監査対象事項(2)「本件土地について、山岸正裕市長は、勝山市にとって不利益を及ぼす恣意的な判断に基づいて、福井県に対する土地返還請求を怠り、勝山市に損害を与えたとともに、福井県立奥越特別支援学校建設に関して、本件土地問題について「勝山市が責任を持って対応する」などと福井県に回答し、必要な財産管理を怠り、勝山市に損害を与えたことは、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に当たるかどうか。」について、監査の結果を述べる。なお、本件土地とは補償費を支払った根拠となる土地ということであり、旧福井県立勝山精華高等学校の土地と判断する。

4 地方自治法第242条の要件

地方自治法第242条に定める住民監査請求については、同条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

5 財産の管理を怠る事実

財産の管理を怠る事実とは、当該普通地方公共団体が有する財産、いわゆる地方自治法第237条第1項に定める公有財産、物品及び債権並びに基金の管理において、執行機関又は職員が懈怠していることをいうものである。また、当該公有財産は、法第238条第1項の規定により普通地方公共団体の所有に属するものに限られている。財産の管理を怠る事実について、行政実例では「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず、何らの是正措置を講じない場合等をいう」(自治省行政課長通知 昭和

38年12月19日) とされている。

したがって、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実とは、当該普通地方公共団体の所有する財産にかかる怠る事実をいうのであって、当該普通地方公共団体以外の者が所有する財産については、住民監査請求の対象とはならないということである。

6 監査委員の判断

監査対象事項の「本件土地」については、補償費を支払った根拠となる土地ということであり、旧福井県立勝山精華高等学校の土地と判断する。その旧福井県立勝山精華高等学校の土地については、昭和34年7月3日に勝山市から福井県へ所有権移転されて以来、福井県所有の土地であり、勝山市所有の土地ではない。

財産の管理を怠る事実に基づく本請求は、対象の土地が福井県所有の財産であり、 勝山市所有の財産に当たらないため、地方自治法第242条第1項に定める住民監査 請求の対象とは認められず、本請求は要件を満たしていないと判断する。

7 結論

本件土地の適切な管理の履行を求める請求については、地方自治法第242条第1項所定の請求要件を欠き、不適法であるから、これを却下する。